

社会福祉法人健周福社会 評議員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の35第1項、社会福祉法人健周福社会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条、評議員選任・解任委員会運営細則第5条、社会福祉法人健周福社会福祉サービスに関する苦情解決実施要領第21の規定に基づき、評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員（以下「評議員等」という。）の報酬並びに実費弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける金銭の給付をいう。

なお、次号に規定する費用弁償とは区分する。

(2) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び必要経費（以下「旅費等」という。）をいう。

(報酬の支給)

第3条 評議員等の報酬は、別表に定める額を支給する。

なお、同日にあわせて当法人の業務を行った場合であっても、これを重複して支給しないものとする。

(費用弁償の支給)

第4条 当法人は、評議員等が当法人の職務遂行のために必要な旅費等を支給する。

この場合においては、新潟市内の出張については、交通費及び旅費（宿泊費を含む。）を支給しないこととし、新潟市外の出張については、当法人の職員旅費規程に準じて支給する。

2 前項の場合において、天災地変等考慮すべき事由がある場合は出張旅費を増額もしくは減額することができる。

(適用除外)

第5条 当法人の職員を兼務する理事及び評議員選任・解任委員には、本規程を適用しない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、社会福祉法人健周福社会定款が改正された日の令和元年 月 日から施行する。

2 役員費用弁償に関する規程は廃止する。

別表

評議員等報酬額

1	評議員		
	(1) 当法人の会議の出席	日額	10,315円
	(2) 上記以外の会議、研修、当法人のための業務	日額	10,315円
2	理事		
	(1) 当法人の会議の出席	日額	10,315円
	(2) 上記以外の会議、研修、当法人のための業務	日額	10,315円
3	監事		
	(1) 当法人の会議の出席	日額	10,315円
	(2) 当法人の監事監査の実施	日額	10,315円
	(3) 上記以外の会議、研修、当法人のための業務	日額	10,315円
4	評議員選任・解任委員		
	(1) 当法人の会議の出席	日額	10,315円
	(2) 上記以外の会議、研修、当法人のための業務	日額	10,315円
5	苦情解決第三者委員		
	(1) 当法人の会議の出席	日額	10,315円